

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、企業統治（コーポレート・ガバナンス）とは、株主、取引先、従業員、社会など様々なステークホルダーとの関係において、企業ミッションのもと、どのような仕組みで企業を統治してゆくかという組織および運営に関する基本的枠組みであると理解しております。経営の効率性、透明性を向上させ、顧客への付加価値の持続的提供を通じて企業価値を最大化し、その結果、あらゆるステークホルダーの長期的利益を満たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社は監査役会設置会社であり、会社の機能として会社法に規定する株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。当社は経営の透明性を更に向上させるために社外取締役制度を導入しており、取締役8名中2名は社外取締役で構成されております。会社法上、取締役会専決事項とされた重要事項は全て毎月の定時取締役会で審議されており、また、必要に応じ臨時取締役会を随時開催できる機動的な体制を敷いております。監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について豊富な経験、知見および専門知識から適切な監視が行える体制をとっております。このほかに、内部統制室を設置しております。これは内部監査を兼ねた機関であり、監査役会と調整しながら、経営方針の遂行状況、業務活動全般について内部監査し、業務改善に向け具体的助言、勧告等を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-8-2】(独立社外取締役の有効な活用)

当社の独立社外取締役2名はそれぞれに、社内取締役等の経営陣や監査役会との連携が十分にとれていると認識しております。また、独立社外取締役はあくまでも会社から独立した存在であり、それぞれが対等な立場である方がより当社の持続的成長と企業価値向上に有利と考えていることから、「筆頭独立社外取締役」等の任命は行っておりません。

【補充原則4-10-1】(任意の仕組みの活用)

当社の取締役会は、選任基準については「原則3-1(4)」に記載のとおり、社内取締役は各分野における専門知識と豊富な経験を持ち取締役会メンバーとして相互に補充しあえる人物、社外取締役は独立した立場から当社の経営に対して適確な助言が可能な人物、社内監査役は監査役としての適格性を有し社内の業務に精通している人物、社外監査役は監査役としての適格性を有し当社と利害関係のない人物としております。これらの選任基準により、各分野からの幅広い視点や、独立した立場からの意見が反映され、相互に監視が効く体制となっております。また、報酬の決定については「原則3-1(3)」に記載のとおり、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、役職、業績などに則り決定されております。当社の独立社外取締役は過半数には達していませんが、取締役会は上述の選任基準および考え方にて構成しており、適切に機能していると考えていることから、諮問委員会等は設置していません。

【補充原則4-11-3】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の取締役会は、取締役会規定に基づき、月一回の定時取締役会と、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しており、審議案件について適切に決議を行っているなど、取締役会の実効性は高いと評価しております。監査役会においては取締役会全体の実効性についての評価を都度実施しております。また、当社の取締役の任期は1年としており、その選任において取締役会の実効性を担保できる体制を整えております。なお、取締役会が機能していないと判断された場合は、実効性についての分析・評価結果の開示を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、顧客およびサプライヤーなどの取引先との安定的、かつ、長期的な協力関係の維持・強化等の観点から、中長期的に企業価値向上に資すると判断した場合、株式の政策保有を行うことがあります。上場会社株式の新規取得および売却については都度取締役会にて決定し、また、保有株式については年一回、取締役会にて検証を行い、現状維持・買い増し・縮小・処分を決定いたします。政策保有株式にかかる議決権行使については、当社の企業価値向上に資するか否かを基準に判断します。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社が役員または主要株主と競業取引および利益相反取引を行う場合、会社法等の関係法令および取締役会規則等の社内規程に従い、必要に応じて取締役会の承認を経るものとしております。

また、役員に対して定期的に調査を実施し、関連当事者との取引の有無を確認しております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 経営・企業理念および経営戦略・経営計画については当社HPにて開示しております。

「経営・企業理念・会社情報→企業理念(カンパニー・ステートメント)」

http://www.advanex.co.jp/corp/company/company_statement.php

経営戦略・経営計画

<http://pdf.irpocket.com/C5998/nKx5/WBkv/oI0s.pdf>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針は、当社HPにて開示しております。

http://www.advanex.co.jp/corp/company/corporate_governance.php

(3) 社内取締役の報酬は基本報酬、賞与、インセンティブから成り立っており、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で決定しています。基本報酬は、業界あるいは同規模の他社の水準を勘案の上、役職に応じて設定されております。賞与は、業績に連動して付与されることがありますが今年度については実施の予定はありません。インセンティブは下記「インセンティブ関連」に記載のとおりです。社外取締役の報酬は、業界あるいは同規模の他社の水準を勘案の上、一定の金額にて設定しております。監査役の報酬は、株主総会の決議による報酬総額の範囲内で決定し、かつ、監査の適正を維持するため、公益社団法人日本監査役協会が定める「監査役監査基準」に則り、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容および水準等を考慮し、監査役会の協議により決定しております。

(4) 社内取締役については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する能力を有し、かつ、各分野における専門知識と豊富な経験を持ち取締役会メンバーとして相互に補充しあえる人物を代表取締役が選任の上、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会に上程しております。社外取締役については、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係が無いなど株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ、企業経営の経験もしくは専門分野での学識や知見を備えているなど、当社の経営に対して適確な助言が可能な人物を代表取締役が選任の上、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会に上程しております。社内監査役については、監査役として適格性を有し、かつ、社内の業務に精通し必要な情報収集能力のある人物を株主総会付議議案として取締役会で決議し、監査役会の同意の上、株主総会に上程しております。社外監査役については、監査役として適格性を有し、かつ、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係が無い人物を株主総会付議議案として取締役会で決議し、監査役会の同意の上、株主総会に上程しております。なお、監査役のうち最低1名は財務および会計に関して相当程度の知見を有する者を指名しております。

(5) 取締役候補者及び監査役候補者の略歴および選任理由については、株主総会招集通知に開示しております。

【補充原則4-1-1】(取締役会の役割・責務(1))
当社は経営の意思決定において、取締役会規程を設け法令や定款等で定められた事項およびこれに準ずる重要事項を取締役会の決議にて決定しています。また、決裁規程を設け、決裁案件の内容に応じ、経営会議、社長、常務取締役、取締役、本部長等への意思決定の権限委譲を明確に定めております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)
当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす独立性を有し、かつ、豊富な経験と専門知識に基づいた意見ができるなどの資質を備えた独立社外取締役を2名選任しており、取締役会においては中立な立場で意見し、議論を行っているなど、企業価値の向上に向けて十分に機能していると考えております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、株式会社東京証券取引所が公開する「上場管理等に関するガイドライン」の基準を満たす独立性を有し、かつ、企業経営の経験もしくは専門分野での学識や知見を備えているなど、当社の経営に対して適確な助言が可能な人物を取締役会にて社外取締役候補を審議し、選定しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)
当社は、定款にて取締役8名以内、監査役は5名以内(現状3名)と定め、取締役会は全体としてバランスのとれた知識・経験を持ち合わせた構成となるように努めており、併せて「原則3-1(4)」の記載のとおりの方針および手続きにより選任しております。なお、社内取締役は企業経営の実践において適確な意思決定が出来るよう国際感覚をもち、製造・販売・財務など各分野の専門性を有する人材で構成されております。社外取締役は、企業経営の経験もしくは専門分野での学識や知見を備えているなど、当社の企業経営に対して独立した立場から意見が出来ることが考慮されております。また、監査役は、監査役会として取締役会の意思決定に対して十分に監視・監督ができることが出来る体制となっております。

【補充原則4-11-2】
当社は、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をその業務に振り向けるべきであるとの考えから、社内取締役の上場会社の役員の兼任については当社を含めて3社以内とし、また、社外取締役および社外監査役については当社の取締役会に75%以上出席できることを目安としております。取締役および監査役の兼任状況と出席状況については、取締役会にて毎年確認をしており、また、株主総会招集通知、有価証券報告書等にて報告しております。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役のトレーニング)
当社の社内取締役および社内監査役については、その職務を全うするうえで重要な知識・情報を取得、更新することができるよう、就任時に加え、就任後も継続的に外部セミナー等必要なトレーニングの機会を提供、斡旋しております。社外取締役および社外監査役については、当社の経営方針、営業戦略、沿革、組織、製品構成、拠点分布、事業環境などの基本情報の理解を促進するための機会を設けております。なお、これらにかかる費用については当社にて負担しています。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、特定の株主に情報が偏らないように配慮し、かつ、インサイダー情報については「内部情報(インサイダー情報)管理規定」に従い厳重な管理を行いつつ、積極的に対話に応じる方針です。株主との対話および株主総会の運営については総務部が窓口となっております。IR活動については、総務部内にIR担当専門部署を設け決算説明会(年2回)、個人投資家向けセミナー、個別取材対応などを行っております。また、HP上に決算説明会の資料を掲載するなど情報の公平性にも配慮しております。株主の意見については、年1回株主アンケートを集計し、その結果を取締役会に報告することなどにより、その把握につとめております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤 雄一	293,687	7.19
AAA株式会社	250,000	6.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	198,785	4.87
アドバネクスパートナーシップ持株会	140,489	3.44
ユウキ株式会社	130,000	3.18
株式会社アドバネクス	69,313	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	64,000	1.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63,500	1.55
橋本 孝二	54,400	1.33
土屋 一延	50,000	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明更新

上記の所有株式数と割合は2016年3月31日時点のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 8 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾関 友保	他の会社の出身者											
米倉 誠一郎	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾関 友保	○	(兼職の状況) 株式会社エムエフアイジャパン代表取締役 Oakキャピタル株式会社 社外取締役 当社は株式会社東京証券取引所に対し 尾関氏を独立役員とする独立役員届出書 を提出しております。	<社外取締役選任理由> 尾関氏は、経営コンサルティング会社等の企業経営の豊富な経験を有しております。また、米国公認会計士として専門的知識を備えており、これらの経験と見識を生かし、積極的な意見・提言を行っていただいております。これらのことから、同氏を引き続き社外取締役といたしました。 <独立役員指定理由> 独立役員の要件である「一般株主と利益相反が生じる恐れのない者」に該当し、一般株主の保護、ひいては当社のコーポレートガバナンスの充実のため期待できる者として、独立役員に指定します。
米倉 誠一郎	○	(兼任の状況) 一橋大学イノベーション研究センター 教授 森ビル株式会社アカデミーヒルズ・日本元氣塾 塾長 当社は株式会社東京証券取引所に対し 尾関氏を独立役員とする独立役員届出書 を提出しております。	<社外取締役選任理由> 米倉氏は、教授としての学識や豊富な知見を生かし、中立かつ客観的な視点から経営の健全性確保に貢献いただいております。同氏は社外役員以外の立場で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により同氏を引き続き社外取締役といたしました。 <独立役員指定理由> 独立役員の要件である「一般株主と利益相反が生じる恐れのない者」に該当し、一般株主の保護、ひいては当社のコーポレートガバナンスの充実のため期待できる者として、独立役員に指定します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無
設置している

定款上の監査役の数
5名

監査役の人数
3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、年度毎に監査計画（会計監査計画、監査役監査計画等）の確認を行う以外に、四半期及び期末の監査の方法と結果について意見交換を行っております。このほか、監査実施状況の報告・説明等のため、平成27年度は年4回の会合を実施しております。監査役と内部監査部門の連携状況につきましては、事業年度の初めに、事業計画、監査役監査計画（主に重点監査項目）、内部統制室の監査計画の確認を行う等、年12回（平成27年度）会合を行っております。また、内部統制室から内部監査の実施状況及び結果の報告を都度受領しております。

社外監査役の選任状況
選任している

社外監査役の人数
2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数
1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
越智 大蔵	他の会社の出身者													
宿輪 純一	他の会社の出身者							○						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
越智 大蔵	○	独立役員 リバーエレテック株式会社社外監査役 共同ピーアール株式会社監査役 イワキ株式会社社外取締役	＜社外監査役選任理由＞ 財務分野における豊富な知識と他社における豊富な役員経験をもとに、経営を客観的かつ中立的に監視できる方であり、社外監査役として適任であります。また、IRアドバイザーとしての経験をもとに、投資家や一般株主の利益と相反することなく、経営に対して適切なアドバイスをいただけると判断しました。 ＜独立役員指定理由＞ 独立役員の要件である「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」に該当し、一般株主の保護、ひいては当社のコーポレートガバナンスの充実のため期待できる者として、独立役員に指定します。
宿輪 純一		帝京大学経済学部教授	＜社外監査役選任理由＞ 銀行における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、取締役の報酬と当社の業績や株価との連動性を強め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として当社取締役に対し、新株予約権を用いた株式報酬型ストックオプションを付与して おります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

対象者は取締役5名であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成27年度中に取締役および監査役に支払った報酬内容は次のとおりであります。
取締役を支払った報酬220,787千円(うち社外取締役2名 5,414 千円)
監査役を支払った報酬 18,986千円(うち社外3名 6,852千円)
(注) 1. 当事業年度末現在の人員数は、取締役8名及び監査役3名であります。なお、当事業年度定時株主総会締結の時をもって取締役1名および監査役1名が辞任しており上記報酬等に含まれております。
2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額(取締役17,068千円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社内取締役の報酬は基本報酬、賞与、インセンティブから成り立っており、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で決定しています。基本報酬は、業界あるいは同規模の他社の水準を勘案の上、役職に応じて設定されております。賞与は、業績に連動して付与されることがありますが今年度については実施の予定はありません。インセンティブは下記「インセンティブ関連」に記載のとおりです。社外取締役の報酬は、業界あるいは同規模の他社の水準を勘案の上、一定の金額にて設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の内容等について、取締役会事務局より事前に連絡しております。また、社外取締役および社外監査役が必要とする情報についても適時事務局より提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・当社は、現在、業務に精通した社内取締役6名および独立社外取締役2名の体制で、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定、業務の執行と監督を行っております。取締役会は毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催され、また、経営課題に対する討議や業務執行の報告等を目的として、毎月取締役と監査役の出席のもと経営会議が開催されております。なお、株主に対する取締役の職務責任を明確にするため、定款に取締役の任期を1年と定めております。
・監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、取締役の業務執行の監査を行っております。監査役会は監査の方針を定め、取締役会と経営会議、その他重要な会議に出席するほか、社長を始めとする取締役等から業務内容のヒアリングを行っております。また、内部 監査部門および会計監査人と情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性向上に努めております。このほか、監査役は決裁申請書等の重要な書類の閲覧や本社および主要な事業所において業務や財産の状況の調査を実施しております。なお、当社の内部監査は内部統制室が担当しており、監査役会および会計監査人と連携しながら、経営施策の遂行状況や業務活動全般を監査し、業務改善に向け具体的な助言や勧告を行っております。
・社外監査役2名は、経営実務に携わった経験もしくは専門分野での学識や知見をもとに当社の経営を客観的かつ中立的に監視・監査できる方として選任されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

・当社では監査役会の強化を通じて、経営監視機能の充実を図っております。また、社外監査役が、独立かつ中立的な 立場に立って取締役の業務執行を監査することに加え、取締役会や経営会議において外部的視点から事業運営等に対する助言等も行っております。
・これに加えて、当社では経営者の説明責任を確保するため、年2回(通期決算および第2四半期決算発表後)アナリスト・機関投資 家、マスメディア向けに決算説明会を開催し、社長自らが業績や今後の事業動向について説明を行っております。また、当日の説明会の資料はホームページでも公開しております。株主に対しては、株主総会終了後に、経営現況報告会を開催し、経営状 況の報告と株主との意見交換を行うほか、年2回株主通信の送付と年1回株主アンケートの実施を行っております。アンケートの結果および 株主の意見については、総務部門が集計し、経営会議において報告を行っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	68期定時株主総会の招集通知は発送の前に先行して株式会社東京証券取引所および当社ホームページに掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第68期定時株主総会は、平成28年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	従来の書面による議決権行使に加えて、インターネットにより議決権電子行使の環境を整備することで、株主の議決権行使の利便性を高めております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(要約)を作成し、株式会社東京証券取引所および当社ホームページにて掲載しております。
その他	当社ホームページに招集通知、決議通知及び議決権行使の集計結果の開示に関する掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	HP上に「情報開示方針」を掲載しております。 http://www.advantex.co.jp/corp/ir/disclosure.php	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年11月に個人投資家向け会社説明会を開催しました。今年も開催する予定となっております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算発表後の5月と第2四半期決算発表後の11月に、各決算説明会を開催しております。説明は社長が行い、決算の概要および今後の事業計画についてポイントを説明しております。説明会の資料はHPにて公開しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://corp.advantex.co.jp/ir/)に掲載している内容は、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書と四半期報告書、決算説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知と決議通知など多岐にわたります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は総務部広報IR課。IR担当役員は常務取締役最高財務責任者。IR事務連絡責任者は総務部長となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境への取り組みについては、当社ホームページにおいて、環境基本方針を公開し、環境リスク管理の内容や、具体的な環境対策活動を紹介しています。 http://www.advantex.co.jp/corp/company/environmental_policy.php
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の方針については、当社のホームページに掲載しています。 http://www.advantex.co.jp/corp/ir/disclosure.php
その他	当社の企業倫理と遵法基本方針については、当社のホームページに掲載しています。 http://www.advantex.co.jp/corp/company/corporate_compliance.php

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、法令定款違反行為を未然に防止する。
取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合、あるいはその疑念がある場合は直ちに監査役に報告する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規程に基づき、そこに定められた期間は閲覧可能な状態で保管することとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3)-1 グループ会社のリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程及び関係会社管理規程を定め、同方針に従ったリスク管理体制を構築する。
3)-2 当社はリスク管理規程の中で、個々のリスク発生の懸念される業務を統括する取締役あるいは執行役員をリスク対応担当者と定めており、各リスク対応担当者が、リスク管理体制を構築する。グループ会社において発生するリスクは、会社毎に当社の担当取締役が体制を整えることとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4)-1 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役、監査役を含む経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定する。
4)-2 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌権限規程、職務分掌権限表において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを定めることとする。
- 4)-3 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- 5) 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5)-1 「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、当社及びグループ会社社員の法令定款違反行為を未然に防止する。
5)-2 内部統制室がグループ会社の内部統制システムを統括し、継続的に整備を行い、遵法・倫理体制を確保する。
5)-3 内部統制室が、グループ会社の内部統制システムの機能状態を適宜モニタリングする。
5)-4 取締役は当社における重大な法令違反あるいは倫理に反する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告すると同時に対策委員会を設置しその解決にあたるものとする。
5)-5 内部通報規程に基づき内部通報制度を整備し、社内周知する。
5)-6 監査役は法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- 6) 関係会社における業務の適正を確保するための体制
6)-1 関係会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに行動指針として「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」、「グループ倫理行動指針」及び「カンパニースタートメント」を定め、これを基礎として、各社で諸規程を定めるものとする。また、グループ会社毎に定める当社の担当取締役がその業務の適正性の確保を行なう。グループ会社は、関係会社管理規程に定める重要事項について同規程に従い、事前承認申請又は、事前・事後の報告を当社担当取締役にこなすものとする。当社の取締役は、グループ会社において、法令違反あるいは倫理に反する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告すると同時にその解決にあたるものとする。
6)-2 グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、あるいは倫理上問題があると認めた場合には、内部統制室又は監査役に報告するものとする。内部統制室に報告があった場合には直ちに監査役に報告を行う。監査役は事実の確認を行い、必要があれば取締役会を招集し、そこで解決策を策定する。
監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- 6)-3 内部統制室又は監査役に報告した者に、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行なうことを禁止し、当社及びグループ会社の役員及び社員に周知徹底する。
- 7) 監査役は取締役を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項。
7)-1 監査役は取締役を補助すべき社員に関して監査役補助者規程を定め、監査役が必要と判断しこれを要求したときには、当社の社員から監査役補助者を任命する。
監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賞金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行部門からの独立を確保するものとする。
7)-2 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- 8) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制。
8)-1 当社及びグループ会社の取締役及び社員は当社グループの業務または業務に影響を与える重要な事項については監査役に報告するものとする。監査役は必要に応じて取締役及び社員に対して報告を求める事ができることとする。
8)-2 監査役会規程に基づき、監査役への適切な報告体制を確保する。
8)-3 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとした場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を有効かつ適切に行うため、当社代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- 2 反社会的勢力に対しては、総務部を対応統括部門として、必要に応じて警察当局、専門機関と連携しその情報を収集し、社内およびグループ会社への注意喚起を実施する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

